

著作権法	判決年月日	令和8年7月30日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和8年（ネ）第10027号		

○ 著作物の著者が、同著作物を出版した出版社に対して、同出版社が著作権使用料を支払わないことは債務不履行に当たり、また、同書籍を許諾なく電子書籍化して配信することは著作権侵害の不法行為に当たるとして、損害賠償並びに書籍の複製及び頒布の差止めを請求した訴訟において、書籍の複製及び頒布の差止請求が認容され、損害賠償請求が棄却された事例

（事件類型）出版差止め、損害賠償請求 （結論）原判決変更

（関連条文）著作権法100条、民法415条、651条1項、656条、709条

（原判決）東京地方裁判所令和5年（ワ）第70736号

判 決 要 旨

1 事案の概要等

本件は、X（控訴人）が、出版社であるY（被控訴人）との間で、「完全病理学」と題する書籍（本件各書籍）に係る出版契約を締結したところ、Yが著作権使用料を支払わないことは、同出版契約上の債務不履行に当たり、また、YがXの許諾なく書籍を電子書籍化したことは、Xの著作権（公衆送信権）を侵害する不法行為に当たると主張して、Yに対し、①債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づく損害賠償金2200万円の支払、②著作権法112条1項に基づく本件各書籍の複製及び頒布の差止め、③同条2項に基づく本件各書籍の廃棄、④出版契約の解除による原状回復請求権に基づく本件各書籍に係るデータが記録された媒体の返還をそれぞれ求めた事案である。

原判決は、Xの請求を全部棄却したところ、Xがこれを不服として控訴を提起した。

Xは、控訴に際して、上記①の請求額を600万円に減縮し、上記③及び④の請求を取り下げた。

また、Xは、控訴審における第1回口頭弁論期日において、Yに対し、本件各書籍に係る出版契約を解除する旨の意思表示をした。

2 争点

控訴審における争点は、①本件各書籍に係る著作権使用料の支払合意の有無（争点1）、②本件各書籍の著作権に基づく複製及び頒布の差止請求の可否（争点2）、③本件書籍1～13の電子書籍化に係る著作権侵害の成否（争点4）、④損害（争点5）である。

3 本判決

本判決は、要旨次の理由により、原判決を変更して、Yに対し本件各書籍の複製及

び頒布の差止めを求める限度でXの請求を認容した。

(1) 争点1について

XとYとの間に、著作権使用料を支払う旨の合意があったとは認められない。

(2) 争点2について

ア XY間の契約において、Yが著作権使用料を支払う旨の合意があったとは認められないから、Yが著作権使用料を支払わないことは、債務不履行には当たらず、これを理由とするXによる契約の解除は認められない。

イ Xは、XY間の契約を出版権設定契約であると主張するが、本件の事実関係によると、単にXがYに出版の許諾をしたにとどまると認められる。

ウ XY間の契約は、Xが、Yに対し、本件各書籍の出版という事務を、報酬の定めなく委任したという委任契約たる性質を有する。そうすると、Xは、民法656条、651条1項の規定により、いつでも同契約を将来に向かって解除できるところ、控訴審の第1回口頭弁論期日における解除の意思表示により、同契約は将来に向かって解除された。このため、Yは、本件各書籍を複製又は頒布する権原を有しない。そして、複製及び頒布の差止めの必要性が認められる。

(3) 争点4について

Xは、Yが訴外会社を通じて本件書籍1～13を電子書籍化することを了承していたものと認められる。

以 上